

令和3年3月議会定例会
会議録

公立岩瀬病院企業団

令和3年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会会議録

令和3年3月29日（月曜日） 午後2時00分 開議

議事日程第1号

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（補正予算第4号）
- 第4 議案第2号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例
- 第5 議案第3号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第4号 令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算

出席議員（9名）

1番 溝井光夫	2番 荒井裕子	4番 鈴木洋二	5番 小山克彦
6番 大和田宏	7番 浜尾一美	8番 渡邊達雄	9番 大河原正雄
10番 石堂正章			

遅参通告議員

欠席議員

3番 大内康司

説明のため出席した者

企業長	宗形 充	院長	三浦純一
副院長	大谷 弘	副院長	土屋貴男
事務長兼総務課長	塩田 卓	看護部長	伊藤恵美
参事兼医事課長	有賀直明		

午後2時00分 開会

○議長（石堂正章君）

皆さん、こんにちは。

ただ今より令和3年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、大内康司議員であります。

出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

次に、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書が、提出されております。

印刷の上、お手元に配布いたしておりますので、ご了承願います。

これより、議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決しました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において、4番鈴木洋二議員、5番小山克彦議員、6番大和田宏議員を指名いたします。

日程第3、議案第1号から日程第6、議案第4号を一括して議題といたします。

あらかじめ、お願いいたします。説明・質問及び答弁にあたっては、議席で起立のうえ、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは提出者から、提案理由の説明を求めます。

○企業長（宗形充君）

本日ここに、令和3年3月公立岩瀬病院企業団議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様方には、年度末の何かとご多用のところご参集をいただき、誠にあ

りがとうございます。

また、本年度賜りましたご指導、ご支援に御礼を申し上げます。

さて、今期定例会におきましては、ただ今一括議題となりました議案4件につきまして、ご審議をいただくこととなりますが、提案理由の説明に先立ちまして、病院事業の概要についてご報告申し上げます。

先ず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

昨年1月の国内での感染陽性患者の発生時から、当院は県中地域では唯一の第2種感染症病床指定医療機関として、その役割を担ってきたところであります。

県内では現在も、各地の医療機関や介護施設において、クラスターの発生が報告されており、未だ感染症の脅威は終息の兆しが見えない状況が続いております。

当院におきましても、院内感染を防ぐため、ご家族などの面会を制限せざるを得ない期間が長期化しておりますが、ご寄付などを活用させていただき、アイパッドなどを利用した、リモート面会の運用をスタートさせております。

利用された方からは画面を通じてではありませんが、表情をご覧になれたり、お声をお聞きになるなど、ご家族との面会を大変喜んでいただいております。

新型コロナウイルス感染症対策という、新たな疾患に向き合う緊張状態の中で、職員はそれぞれの業務に当たっておりますが、当院にも医療従事者を応援していただく、様々なご支援や励ましのメッセージなどが多数届いており、職員は大変勇気づけられております。この場をお借りして皆様のご支援に感謝申し上げます。

また、現在、『須賀川市地域外来』の機能を、当院敷地内で運営するために建屋の設置工事を進めております。

須賀川市地域外来は、月・水・金曜日の午後1時から3時までの時間帯で運営しており、それ以外の時間につきましては、当院において行政検体の採取や発熱患者の診療などが可能となることから、有効に活用して参りたいと考えております。引き続き、感染防止に努めながら、地域の中核病院としての役割を果たして参りたいと考えております。

次に、常勤医師体制についてであります。

本年度をもって、三浦院長が定年となり院長職を退かれます。4月からは名誉院長として、病院と在宅医療をつなぐ新たな役割や、附属高等看護学院の学院長など、常勤医師として継続して勤務いただきます。

本日提案しております新年度予算において、在宅診療所の開設に向けた費用と収益を計上しておりますが、往診などの診療にも携わっていただくこととしております。

なお、後任の院長には土屋副院長を充て、院長を補佐する新たな職位として院長代行を設置し、大谷副院長に就任いただきます。

また、副院長には、片倉響子消化器内科部長と、小田慎一医局長兼小児科部長をそれぞれ昇任させ、新院長を支えて参ります。

その他の年度間の異動では、消化器内科医師1名、外科医師1名、小児科医師2名が交代となります。

減員となるのは、形成外科医師1名が福島医大医局に戻り、初期臨床研修医は、4名が2年間の研修を修了し、2名が福島医大とのたすき掛け研修の1年目の当院での研修を修了します。

増員となる診療科は、外科が1名、整形外科が1名で、初期臨床研修医は、2名の新規受入れを予定しております。

常勤医師数の比較では、今年度の初期臨床研修医9名と常勤医師30名の39名体制から、新年度は、初期臨床研修医5名と、常勤医師31名の併せて36名体制となります。

その他、非常勤医師の診療日を増加させるなど、さらなる診療体制の充実を図って参ります。引き続き常勤医師の招聘につきましては、福島県立医科大学への派遣要請と併せて、県外の大学病院などにも働きかけるなど、積極的に招聘活動を続けて参ります。

次に、令和2年度の病院事業についてであります。

入院患者数が2月末で、5万6,574人となり、前年度同期比で、1万2,359人の減となっております。

また、外来患者についても、2月末で、7万7,029人となり、前年度同期比で、8,043人の減となり、医業収益では、前年度比で6億円規模の収入減を想定しております。

患者数の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響が顕著に現れたもので、感染症病床を運営するための稼働病床数の減少や、緊急事態宣言下での受診控えによる影響などが大きいものと考えております。

新年度においても、感染症の影響が一定程度引き続くものと思われ、提案しております令和3年度予算（案）につきましては、厳しい医療環境を反映したものであります。

まず、病院事業収支のうち収入についてであります。積算基礎となる入院患者数は、病床稼働率を70.6%、1日当たりの患者数は197人と見込み、総数を71,905人といたしました。

また、外来患者数は、1日当たりの患者数は390人と見込み、総数を94,380人といたしました。

診療単価は入院、外来ともに今年度は予算を上回る実績となっておりますことから、入院単価を49,500円、外来単価を14,500円と、それぞれ引き上げておりますが、これらを勘案して算出した病院事業収益は、前年度比、5億545万円余り、約7.47%の減となる、総額62億5,975万円余りとするものであります。

支出につきましては、引き続き医療資源の効率的な活用や、経費の削減に努めることとしておりますが、安定した医療提供を継続するために必要な人件費や、企業債元利償還、減価償却費など所要の経費を計上した結果、病院事業費用は、前年度比3,198万円余り、約0.47%の増となる、総額67億9,685万円余となり、5億3,710万円余りが支出超過となる予算となっております。

幸い、今年度は感染症病床運営に係る補助金などの収入が見込まれることから、資金の枯渇は避けられるものと思われませんが、新年度においても感染症病床運営に係る補助金などの継続した支援を希望するものです。

困難な状況下にあっても、引き続き病床稼働率の向上や、複雑性の高い専門領域の診療の強化などに向けて、全職員で病院運営の改善・改革に取り組みながら、将来を見据えた病院経営の安定化を目指して参ります。

今期定例会には、ただ今申し上げました「令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」を含め、計4件の議案を提案しております。詳細につきましては、このあと事務長からご説明を申し上げますので慎重にご審議のうえ、すみやかな議決を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつといたします。

○事務長（塩田卓君）

ただいま議題となっております議案第1号から議案第4号までの議案4件につき

まして、一括して提案理由をご説明申し上げます。

まず、議案第1号でございますが、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行っておりますので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めるものです。

専決第1号、令和2年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第4号）の専決処分書であります。

補正の内容は、第2条のとおり、収益的収入及び支出を補正したものです。

これは、福島県医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金を活用し、当企業団の訪問看護事業において備品等の購入に充てるため、補正したものです。

補正項目の明細につきましては、補正予算実施計画（第4号）をご覧ください。

収入を補正増いたしますのは、1款、2項、2目補助金で、既決予定額8,721万9千円を、70万円の補助金を増額し、8,791万9千円とするものです。

下段、支出では、1款、1項、7目訪問看護費の既決予定額7,365万3千円を、同じく70万円増額し、7,435万3千円にするものです。

訪問看護ステーションの事業所内に感染防止対策として、キャスター付きのパーテーションや、アクリルボード、感染防護具などの備品及び、消耗品等を購入しております。

次に、議案第2号でございますが、公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

1点目として、令和2年度において、12月期末手当を100分の5減額する改定をしておりますが、令和3年度からは、6月に支給する場合と、12月に支給する場合をそれぞれ同数の100分の142.5に改めるものです。

2点目として、当企業団の設立初年度、平成21年度から、企業長の給料月額につきましては、10%減額する措置を実施しておりますが、令和3年度につきましても、前年度に引き続き減額を実施するため、「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例」を改正するものです。

次に議案第3号につきましては、公立岩瀬病院使用料手数料条例の一部を改正する条例であります。

産後の母子を支える産後ケア事業として、宿泊ケアと日帰りケアを設定しており

ますが、本料金について、令和3年4月1日から、税制が改正され、課税されないこととなることから、新旧対照表でお示ししますとおり、10%の税額分を減額改定するものです。

次に議案第4号につきましては、地方公営企業法 第24条第2項の規定に基づき、令和3年度の公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算につきまして、本議会のご承認を得るためのものです。予算書及び説明資料に基づき、3年度予算について説明させていただきます。

予算書1頁の第1条総則をご覧ください。

昨年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症対策のため、病床の稼働に一定の制限が加えられるなど、大変厳しい予算編成となっております。

予算書第2条、第3条から説明させていただきます。令和2年度予算との対比表を別途用意させていただきましたので、こちらをご覧ください。

まず、第2条として、3年度の病院の業務の予定量をお示しさせていただいております。

業務計画の基本であります患者数と診療単価につきましては、企業長から説明がありましたが、予算対比表の上段の表、業務計画のとおりです。

前年度予算との比較増減を見ていただきますと、入院患者数総数では、1万3,140人の減、一日平均では36人の減としております。

外来でも患者数総数では1,605人、一日平均では5人の減としております。

一方、診療単価は、入院で2,500円、外来で1,000円をそれぞれ増額しております。それぞれ今年度の実績を勘案し設定をしておりますが、目標値として取り組んでいきたいと考えております。

下段の病院事業収益・費用計画では、医業収益につきましては、前年度予算比で約7.2%、4億5,196万円余り減となる58億3,240万円余りを見込んでおります。

一方、医業費用については、前年度予算比0.6%ほど、3,990万円余りの増となる66億748万円余りを見込ませていただきました。

予算の実行段階でできる限りの費用の縮減・抑制を図る方針で、薬品費、診療材料費、委託料等の主要費目におけるきめ細かい支出管理を行ってまいります。

以上の結果、第3条及び対比表にお示ししているとおり、令和3年度につきまし

ては経常損益段階で5億3,710万円余りの損失を見込んだ予算としております。

次に予算書にお戻りいただきまして、第4条、資本的収入及び支出をご説明いたします。設備投資や借入金返済とその資金調達を示しております。

資本的収入の第2項として企業債を1億2千万円計上しておりますが、これは資本的支出第2項の建設改良費といたしまして、予算書2頁上段の第5条にお示しするとおり、企業債を医療機器等の購入に充てるためのもので、機器の更新を計画的に進めていくために前年度よりも2千万円増額しております。

不要、不急の設備投資は控え、医療の質や安全の観点から真に必要なものに絞って支出していく方針です。

1頁にお戻りいただきまして、最下段の資本的支出の第3項につきましては、須賀川市から5億円を借入れており、平成30年度から10ヶ年の計画で償還してまいる予定となっております。

次に2頁の第6条の一時借入金ですが、限度額を前年度と同額の4億5千万円とするものです。

第8条には、議会の議決なしには流用ができない経費として、職員給与費及び交際費の予算額を計上しております。

次に第9条の補助金ですが、構成市町村からご負担をいただくものとして、

- (1) の出資金がこれまでの建設改良費の元金償還に係る分です。
- (2) 他会計繰入金が多産期医療を含む不採算医療等の繰入金です。
- (3) 他会計負担金が、企業団、高等看護学院の運営費などの分賦金と企業債償還金利子分となります。

最後に第10条の棚卸資産購入限度額ですが、こちらにつきましては前年度と同額の7億5千万円としております。

3頁からは病院事業会計予算実施計画として、収益的収入及び支出からそれぞれの明細を記載しております。3頁目、収入の中段、1款、1項、8目として、在宅診療所収益を新設しております。

これは、令和3年度に在宅診療に特化した診療所の開設を目指しており、計上したものです。

在宅診療所は、往診専門の診療所で、事業所には診察室を置かないかたちで運営するものとなっております。今後、新年度中の開設に向けて事業を進めていく予定

としており、関連する項目として7頁には、支出の10目として、在宅診療所費を計上しております。

予算案につきましての説明は以上でございますが、予算書には前年度の決算見込みも掲載するように義務付けられておりまして、11頁に令和2年度の予定損益計算書として掲載しております。予算書11頁をご覧ください。

現時点における2年度決算見込みにつきまして、年度内の損益が確定していない段階で、期末決算整理による損益調整も必要なこと等から、決算見込みは確定値ではございませんが、まず医業収益の状況ですが、令和2年度は、新型コロナ関連で入院及び外来の患者数が減少したため、医業収益全体でこれまでにない苦戦を強いられたかたちとなりました。

一方、医業費用につきましては、給与費等の固定費の支出が増額し、減価償却費も大きく、現段階では医業収益に対する医業費用は7億7千万円余りの赤字となる見込みです。

医業外では、構成市町村からの出資金や補助金等により、2億6千万円余の利益を見込んでおり、経常損益段階では、約5億円強の損失となる見込みとなっております。

特別利益では、その他特別利益として、福島県新型コロナウイルス感染症等の補助金などを見込んだため、当期純利益が6億円余りと推計しております。

また、予算書16頁では病院事業会計予定資金計画により、資金残高の見込みをお示ししております。

資金繰りにつきましては、令和2年度につきましては年度末の差引で11億4千万円程度を見込んでおり、前年度末から約6億円程度の資金が増額される見込みとなりました。

今後、2月、3月の業務成績の確定を待って、年度末整理などの処理にあたっては、公認会計士の意見なども伺いながら決算を確定させた後にご報告させていただきます。

以上、議案4件の提案理由及びその内容についてご説明させていただきました。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」の質疑に入りま

す。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(石堂正章君)

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

○議長(石堂正章君)

これより、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石堂正章君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(石堂正章君)

次に、議案第2号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(石堂正章君)

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第2号「公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（石堂正章君）

次に、議案第3号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第3号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（石堂正章君）

次に、議案第4号「令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」についての質疑に入ります。

質疑ありませんか。

1 番溝井議員。

○議員（溝井光夫君）

3点質疑させていただきます。

1点目は、予算対比表での患者数がコロナ禍ということもあり前年対比でかなり少なめに算出されているが、算出根拠についてより詳しくお伺いしたい。

2点目は、企業債である医療機器整備事業の限度額が1億円から1億2千万円へ2千万円増額した理由についてより詳しくお伺いしたい。

3点目は、在宅診療所費が予算として計上されているが、在宅診療所の事業の概要とスタッフについてお伺いしたい。

○議長（石堂正章君）

ただ今の1番溝井議員の質疑に対し、当局の答弁を求めます。

事務長。

○事務長（塩田卓君）

1点目についてですが、コロナの影響で入院患者数の1日平均が今年度は約170人まで減少しております。年度後半になって180人超えまで回復してきていることもあり、来年度は1日平均197人を目標とし、算出しております。また、外来も同様に今年度は1日平均約350人まで減少しておりますが、年度後半は380人超えまで回復してきており、390人を目標とし、算出しております。

2点目についてですが、施設整備として、入院病棟が平成22年に、外来棟が平成25年に、産科婦人科病棟が平成29年にそれぞれ完成しております。それぞれ完成年の間隔が近いこともあり、医療機器の更新の時期も重なることもあるため、今後の更新投資を見据えたうえで、2千万円増額しております。

3点目についてですが、在宅診療に特化した診療所として、県で定めている地域医療構想等も踏まえて往診などに取り組んでいきたいということで、在宅診療所の予算を計上しております。また、スタッフについては、県外からの往診に対応でき

る医師招聘も見据えており、今後、医師・看護師・事務等のスタッフについて人員を整えていくこととしております。

○議員（溝井光夫君）

1点目と2点目については、理解しました。3点目についてですが、在宅診療所と訪問看護の違いについて教えていただきたい。

○議長（石堂正章君）

ただ今の1番溝井議員の再質疑に対し、当局の答弁を求めます。

院長。

○院長（三浦純一君）

在宅診療所では、訪問診療と往診の2つを行います。訪問診療とは、患者さんとの契約の中で、定期的に医師が訪問して診療を行います。往診とは、自宅療養中の患者さんが急変した時などに要請にもとづき訪問して診察などを行います。訪問看護の場合は、当院の患者さんだけではなく、地域のかかりつけ医の患者さんなども依頼に応じて、看護師が訪問して点滴や尿の管の交換などを行っております。

○議長（石堂正章君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて、討論を終結いたします。

○議長（石堂正章君）

これより、議案第4号「令和3年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石堂正章君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、令和2年6月公立岩瀬病院企業団議会定例会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

令和3年3月29日 午後2時50分 閉会